

元高文書第179号

高知県公文書管理委員会 様

平成元年7月29日付け元高文書第117号で諮問いたしました高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の制定の立案の諮問について、下記の内容を修正し、諮問します。

令和元年8月27日

高知県知事 尾崎 正直



記

条例施行規則の制定の立案の修正に関する事項

(1) 修正の趣旨

特定歴史公文書等を廃棄した際に公文書館長が作成する廃棄に関する記録については、公文書館において永久に保存するものとするもの。

(2) 修正内容

第42条第4項として、以下の規定を追加する。

第42条 1～2 略

3 館長は、第1項の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄した場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

4 館長は、前項の記録を公文書館において永久に保存するものとする。